

第三十四回国 参議院運輸委員会會議録第四号

昭和三十三年二月二十五日(木曜日)午前
十時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 平島 敏夫君
理事 天埜 良吉君
江藤 智君
村上 春藏君
小酒井義男君

委員

金丸 富夫君
佐野 廣君
谷口 慶吉君
三木與吉郎君
大倉 精一君
松浦 清一君
白木義一郎君

政府委員

運輸政務次官 前田 郁君
運輸省海運局長 朝田 静夫君
運輸省船舶局長 水品 政雄君
運輸省船舶局長 土井 智喜君
運輸省自動車局長 国友 弘康君

捕獲審査再審査委員会
事務局長 今井田研二郎君
気象庁長官 和達 清夫君
事務局側 常任委員 古谷 善亮君
専門員

本日国会に付した案件

○道路運送法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

第十部 運輸委員会會議録第四号

昭和三十三年二月二十五日【参議院】

○南大東島における高層気象観測に必要物品の譲与に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○国内旅客船公団法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○連合審査会開会に関する件
(気象に関する件)

○運輸事情等に関する調査
(海運政策に関する件)

○委員長(平島敏夫君) これより委員会を開会いたします。

まず、道路運送法の一部を改正する法律案及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより両案の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(前田郁君) ただいま議題となりました道路運送法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

道路運送の現状にかんがみ、政府といたしましては、自動車運送事業による輸送の安全度の向上、道路運送に関する秩序の維持、適確かつ強力な輸送実情の把握を行なう体制の確立等、さしあたり緊急に措置を要する問題につきましても鋭意検討を進めて参りましたところ、ようやく成案を得るに至った次第であります。

この法律案は、第一に、自動車運送事業者の運行管理者選任義務、運行管理

者に職務違反があった場合の解任命令等、運行管理者制度を確立することにも、輸送の安全が確保されないおそれがある場合において自動車運送事業者に対して是正命令を行ない得るものとする等の措置により、自動車運送事業による輸送の安全の確保をはかることとしたしております。

第二に、道路運送法違反による使用停止処分を受けた自動車につきましても、その使用停止処分の実効性を確保するための登録上の措置について定めるとともに、これら違反者に対する罰則を強化いたしまして、間接強制による違反の防止をはかり、他方、自家用自動車の使用を健全化することにより道路運送の総合的な発達をはかるため特に必要の場合には、自家用自動車の使用者の事業場に立ち入ることもできるようにして、自家用自動車の使用の適正化のための行政指導を行ない得ることとしたしております。

第三に、道路運送の実態調査について定め、輸送需要、その他道路における輸送実情を適確に把握するための体制の確立をはかることとしたしております。

最近の道路運送の実情にかんがみ、特に緊急に立法化を要するものとして、以上の三項目を骨子としてこの法律案を提案した次第であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

日本国有鉄道は、東海道本線の輸送の行き詰まりを打開して、将来のわが国経済の発展に伴う鉄道輸送需要の増大に対処するため、工期おおむね五カ年の予定で、昭和三十四年から大軌・電氣運転方式による東京―大阪間の幹線増設工事を実施いたしております。

政府といたしましては、東海道線の輸送力のわが国産業、経済に占める重要性にかんがみ、この幹線増設の早期実現に財政資金の確保をはかる等、特段の努力をいたしております。

この工事に要する資金の一部をいたしまして、国際復興開発銀行から外貨資金の借り入れをいたしたいと存じますが、そのために借入契約に基づいて発行する鉄道債券に関する事項を立法化する等の必要がおります。

さて、今回改正の要点は、まず第一点といたしましては、日本国有鉄道は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借り入れ契約に基づいて同銀行に鉄道債券を引き渡す必要があるときは、その発行事務を外国の銀行または信託会社に委託することができるとした点であります。

次に、日本国有鉄道が国際復興開発銀行に引き渡した鉄道債券を外国投資家が譲り受けた場合における外国向けの元利金の支払い及びその受領について、外資に関する法律の特例措置を定

めることとしたこととあります。

第三点といたしましては、日本国有鉄道が国際復興開発銀行からの外貨資金の借り入れ契約に基づいて発行した鉄道債券について、外国人が支払いを受ける利子についての所得税を免除するため、関係法律を改正することとしたこととあります。

このほか、第四点といたしまして、日本国有鉄道に東海道幹線増設工事を円滑に行なわせるため、理事の定数の増加を行なうこととしたこととあります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(平島敏夫君) 両案に対する質疑は後日行なうことといたします。

○委員長(平島敏夫君) 次に、南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案及び捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題にいたします。

これより各案について補足説明を願います。

襲する台風の表裏に当たつております。しかも日本に來る台風の多くはこの付近で方向を変えて日本の方に參るのでありますから、台風の手報の上からいって、日本の側にとって非常に重要な資料を提供するものであります。さらにそのほかの季節におきましても、日本の天候変化の大きな原因とする低気圧の発生等に関しまして、この南大東島における高層氣象観測の値は非常にわが國にとって大きな役割を果たすものであります。

なお、高層氣象観測というのは、日本では一般に天気予報あるいは航空のための氣象上欠くことのできない観測になっておりますが、そのために世界の氣象機關ではその技術規則の中で、観測網としては三百キロを越えない範囲に一カ所が必要であるといはれております。現在、沖縄におきましてはアメリカ空軍が嘉手納において高層観測を実施いたしております。また奄美大島においては日本が名瀬において高層観測をいたしております。いずれも南大東島はそれから三百キロ以上離れております。こういう意味におきましても、世界の氣象機關から、この地点におきまして高層氣象観測をすることは、世界氣象會議において勧告されておる場所でございます。

次に、この氣象観測をいたしますにあつて、なぜこういうような法律が必要であるかというところは、説明においても申し上げてあります通りでありまして、もはやそれ以上詳しい御説明を申し上げる必要もないと思ひますけれども、財政法によりまして、物品を無償で貸し付けもしくは譲渡することができないことになっております。譲

渡の方はできないことになっておりますが、前に申しましたのはちよつと正確でございせんでしたが、貸付の方は特別の規定がありまして、それはできるようなつております。ですから、この南大東島におきまして高層氣象観測を行なうにあつては、日本が援助を行なうにあつては、貸付の方はよろしいのであります。譲付については新しい法律が要するといふわけであります。

これにつきまして、どういふふうに援助を行なうかという詳しいことはここで申し上げることは差し控へまして、大体を申し上げますと、この観測に必要な建物というものは琉球側に建ててのであります。またここで観測する人、観測員についても琉球側が負担する、日本側の負担は、それに使つた機械を貸します。またこの観測の消耗器材を譲与する、これは消耗品でありますから譲与する。大体そういうようなやり方でこれを行なうことに予定いたしております。その経費をいたしましては、昭和三十五年度に約千九百六十万円が計上されております。

以上をもつて補足説明を終わります。○政府委員(朝田静夫君) 国内旅客船公団法の一部を改正する法律案につきまして補足説明を申し上げます。御承知のように国内旅客船公団は、資金調達困難な海上旅客運送事業者に協力いたしまして、民生の安定に必要な航路の旅客船を建造、改造いたしたために、昨年六月、公団法に基づきまして、設立委員会を開催いたしまして、六月十六日に設立の登記を完了して正式に成立いたしましたのであります。その後、公団の財務、会計等に関する運輸省令、三十四年度の予算、事業計画あるいは資金計画、あるいはまた業務方法書等の作成を準備いたしたす一方、公団は直ちに共同で建造あるいは改造をする相手方の運航業者の公募を行ないまして、各方面の意見を参酌いたしまして、国内旅客船公団といはしまして、買取り分を含めまして三十四隻、三千二百総トンというものの建造、改造、買取り分を決定いたしましたのであります。この工費総額は約七億円でございまして、そのうち公団が負担いたします分は四億八千万円でございまして、こういうことで今日まで、公団の設立当初以来基礎を固めて参りまして、やうと軌道に乗つたわけでございます。すでに買取り分は、北海道離島航路整備会社の買取りを法律に基づきましてやりまして、これらの三隻はすでに就航をいたしておるような状況でございます。

このような進捗状況でございますが、公団の業務運営費につきまして、御承知の通り共有船舶の使用料をもつて、使用料をできるだけ低額に押さへまして、政府出資の全額出資によりまして資本金の運用によつてまかなうというところにいたしておるのでございまして、明年度は発足二年目となりますので、業務量も増加いたして参ります。若千の人員増加が必要でもございまして、また、事務費もかさんで参ります。また、事務所の借料なども増加いたしますために、これらに要します費用を使用料の引き上げに反映させないという方針を堅持いたします。

めには、現在の資本金の二億を、さらに二億円増額いたしまして、合計四億円の資本金とする必要があるものでございまして、四億円の資本金を六分五厘で運用いたしますと、年間二千六百万円という収入が予想されるのであります。大体この程度をもつていたしますならば、公団の業務は円滑に運営できると、こういうふうに考えておりますので、この「第五条中「二億円」を「四億円」に改める。」という、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案として御審議を願うことになったのでございます。

つげ加えて申し上げますが、この点につきましては、衆参両院の御決議の趣旨もございまして、私どもも予算獲得にその趣旨を体しまして種々努力をいたしました結果、資本金の二億の増額を政府部内で認められたのでございまして、かつまた、その際の付帯決議にもございまして、借入金金の財政融資の増大はかへるべきであるという点につきましても、昨年よりは相当の増額になつておるのでございまして、以上が大体の補足説明でございます。

○政府委員(今井田研二郎君) 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。この法律の一部改正は毎年のこととございまして、もうすでに十分御承知のことだらうと思ひるのでございまして、捕獲審検再審査委員会が設置されまして以来、イギリス、オランダ、フランス及びギリシャの各国の政府からの提出されました再審査の要求につき

まして、ずつと審査を續けておつたのでございまして、このうちイギリス、オランダ、フランスにつきましてはすでに審査を完了いたしました。現在ギリシャから提出されております二件の案件につきまして審査を繼續しておるような状況でございます。今後の見通しをいたしましては、先般来アメリカ等一、二の國から、戦争中に捕獲された船舶につきましても捕獲請求が現在懸案となつておるような次第であります。その模様のいかんによりましては再審査の要請も出る懸念があるのでございまして、また再審査につきまして二、三外國から照会等もあるようでございます。近頃これらの状況にかんがみまして再審査要請が出るおそれもあるものであります。

ところで、平和条約におきましては、連合國側からの再審査の要請につきましては、その期限が限定されておらないのでございまして、しかるにこの法律におきましては、毎年の改正によりまして、今日この存続期間を八年と定められておるわけでございます。本年度一ぱいで一応完了ということになつておるのであります。ただいま申し上げましたような事情にかんがみまして、なおもう一年この法律を延長していただきまして、その間に連合國側の模様を見たい、かように考えまして、この法律を提出した次第でございます。

次に、従前の改正と変わらしまして、今次の改正におきまして新しくつけ加えましたものは、この法律の十七条では、連合國財産補償法第十五条第一項の補償請求期限に関する規定の読みかえを行なつておるのであります。ところ

めには、現在の資本金の二億を、さらに二億円増額いたしまして、合計四億円の資本金とする必要があるものでございまして、四億円の資本金を六分五厘で運用いたしますと、年間二千六百万円という収入が予想されるのであります。大体この程度をもつていたしますならば、公団の業務は円滑に運営できると、こういうふうに考えておりますので、この「第五条中「二億円」を「四億円」に改める。」という、国内旅客船公団法の一部を改正する法律案として御審議を願うことになったのでございます。

つげ加えて申し上げますが、この点につきましては、衆参両院の御決議の趣旨もございまして、私どもも予算獲得にその趣旨を体しまして種々努力をいたしました結果、資本金の二億の増額を政府部内で認められたのでございまして、かつまた、その際の付帯決議にもございまして、借入金金の財政融資の増大はかへるべきであるという点につきましても、昨年よりは相当の増額になつておるのでございまして、以上が大体の補足説明でございます。

が補償法の十五条第一項の規定はすでに改められておるのでありますが、この法律におきましては、まだその改正に伴いますところの読みかえ規定の整備が行なわれておらないのでございまして、万全を期するためにこの改正を行なっておく必要があると思われまして、この点も今次の改正におきましてはあわせて御審議をお願いしたいと、かように考えましてこの法案を提出した次第でございします。

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ

○委員長(平島敏夫君) それでは連合審査会についてお諮りいたします。本院規則第三十六条により、道路交通法案等について地方行政委員会と連合審査会を開会することに御異議ございませんか。

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ

○委員長(平島敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(平島敏夫君) 速記をつけ

○大倉精一君 そりすると、やはり日本みずから観測用の飛行機を持って、そうして気象庁と防衛庁と協議、協力して、みずからの観測をやる、こういう計画があたりになるということですか。

○大倉精一君 これは、あるいはあなたの所管と違うという工合におっしゃるかもしれませんが、それは形而上の所管の違いであって、実際の問題としては、やはり気象観測の飛行機なんですから、あなたの方と密着した関係があると思ふのです。そこで、そういうことについては、あなたまでやっておいたのでは、やはり日本の気象観測に不都合があるのじゃないか。特に防衛庁にまかせきりということになれば、もっぱら軍事的な目的のために気象観測をするという、そういう傾向がなきにしもあらず、こう思うのです。たとえば、この前黒い飛行機というものが問題になったのですけれども、これなんかも、私はおそらく秘密裏にソ連、中共の奥深くの高層気象観測をやったんじゃないかと思ふのです。そういうようなことから、やはりあなたの方としても、飛行機の方の關係はどうなっておるか、あるいは予算がどう計上されているか、あるいは考慮されているのか、いらないのか、こういう点の関心を持っていかなければいけないと思ふのです。今の御答弁によると、たぶん向こうの方でどうだろう、そういうことはやっぱり工合が悪いと思ふのですけれども、どうでしょう。

○大倉精一君 運輸次官にお尋ねしたいのですけれども、今の防衛庁とアメリカとの飛行機の譲渡の交渉経過は、その後はどうなっておるか、御存じでありますか。

○大倉精一君 その飛行機はどうする計画なんですか、観測用の飛行機です。

○大倉精一君 これは、あるいはあなたの所管と違うという工合におっしゃるかもしれませんが、それは形而上の所管の違いであって、実際の問題としては、やはり気象観測の飛行機なんですから、あなたの方と密着した関係があると思ふのです。そこで、そういうことについては、あなたまでやっておいたのでは、やはり日本の気象観測に不都合があるのじゃないか。特に防衛庁にまかせきりということになれば、もっぱら軍事的な目的のために気象観測をするという、そういう傾向がなきにしもあらず、こう思うのです。たとえば、この前黒い飛行機というものが問題になったのですけれども、これなんかも、私はおそらく秘密裏にソ連、中共の奥深くの高層気象観測をやったんじゃないかと思ふのです。そういうようなことから、やはりあなたの方としても、飛行機の方の關係はどうなっておるか、あるいは予算がどう計上されているか、あるいは考慮されているのか、いらないのか、こういう点の関心を持っていかなければいけないと思ふのです。今の御答弁によると、たぶん向こうの方でどうだろう、そういうことはやっぱり工合が悪いと思ふのですけれども、どうでしょう。

○大倉精一君 運輸次官にお尋ねしたいのですけれども、今の防衛庁とアメリカとの飛行機の譲渡の交渉経過は、その後はどうなっておるか、御存じでありますか。

○大倉精一君 そりすると、やはり日本みずから観測用の飛行機を持って、そうして気象庁と防衛庁と協議、協力して、みずからの観測をやる、こういう計画があたりになるということですか。

○大倉精一君 これは、あるいはあなたの所管と違うという工合におっしゃるかもしれませんが、それは形而上の所管の違いであって、実際の問題としては、やはり気象観測の飛行機なんですから、あなたの方と密着した関係があると思ふのです。そこで、そういうことについては、あなたまでやっておいたのでは、やはり日本の気象観測に不都合があるのじゃないか。特に防衛庁にまかせきりということになれば、もっぱら軍事的な目的のために気象観測をするという、そういう傾向がなきにしもあらず、こう思うのです。たとえば、この前黒い飛行機というものが問題になったのですけれども、これなんかも、私はおそらく秘密裏にソ連、中共の奥深くの高層気象観測をやったんじゃないかと思ふのです。そういうようなことから、やはりあなたの方としても、飛行機の方の關係はどうなっておるか、あるいは予算がどう計上されているか、あるいは考慮されているのか、いらないのか、こういう点の関心を持っていかなければいけないと思ふのです。今の御答弁によると、たぶん向こうの方でどうだろう、そういうことはやっぱり工合が悪いと思ふのですけれども、どうでしょう。

○大倉精一君 運輸次官にお尋ねしたいのですけれども、今の防衛庁とアメリカとの飛行機の譲渡の交渉経過は、その後はどうなっておるか、御存じでありますか。

○大倉精一君 そりすると、やはり日本みずから観測用の飛行機を持って、そうして気象庁と防衛庁と協議、協力して、みずからの観測をやる、こういう計画があたりになるということですか。

○大倉精一君 これは、あるいはあなたの所管と違うという工合におっしゃるかもしれませんが、それは形而上の所管の違いであって、実際の問題としては、やはり気象観測の飛行機なんですから、あなたの方と密着した関係があると思ふのです。そこで、そういうことについては、あなたまでやっておいたのでは、やはり日本の気象観測に不都合があるのじゃないか。特に防衛庁にまかせきりということになれば、もっぱら軍事的な目的のために気象観測をするという、そういう傾向がなきにしもあらず、こう思うのです。たとえば、この前黒い飛行機というものが問題になったのですけれども、これなんかも、私はおそらく秘密裏にソ連、中共の奥深くの高層気象観測をやったんじゃないかと思ふのです。そういうようなことから、やはりあなたの方としても、飛行機の方の關係はどうなっておるか、あるいは予算がどう計上されているか、あるいは考慮されているのか、いらないのか、こういう点の関心を持っていかなければいけないと思ふのです。今の御答弁によると、たぶん向こうの方でどうだろう、そういうことはやっぱり工合が悪いと思ふのですけれども、どうでしょう。

○大倉精一君 運輸次官にお尋ねしたいのですけれども、今の防衛庁とアメリカとの飛行機の譲渡の交渉経過は、その後はどうなっておるか、御存じでありますか。

○大倉精一君 そりすると、やはり日本みずから観測用の飛行機を持って、そうして気象庁と防衛庁と協議、協力して、みずからの観測をやる、こういう計画があたりになるということですか。

○大倉精一君 これは、あるいはあなたの所管と違うという工合におっしゃるかもしれませんが、それは形而上の所管の違いであって、実際の問題としては、やはり気象観測の飛行機なんですから、あなたの方と密着した関係があると思ふのです。そこで、そういうことについては、あなたまでやっておいたのでは、やはり日本の気象観測に不都合があるのじゃないか。特に防衛庁にまかせきりということになれば、もっぱら軍事的な目的のために気象観測をするという、そういう傾向がなきにしもあらず、こう思うのです。たとえば、この前黒い飛行機というものが問題になったのですけれども、これなんかも、私はおそらく秘密裏にソ連、中共の奥深くの高層気象観測をやったんじゃないかと思ふのです。そういうようなことから、やはりあなたの方としても、飛行機の方の關係はどうなっておるか、あるいは予算がどう計上されているか、あるいは考慮されているのか、いらないのか、こういう点の関心を持っていかなければいけないと思ふのです。今の御答弁によると、たぶん向こうの方でどうだろう、そういうことはやっぱり工合が悪いと思ふのですけれども、どうでしょう。

○大倉精一君 運輸次官にお尋ねしたいのですけれども、今の防衛庁とアメリカとの飛行機の譲渡の交渉経過は、その後はどうなっておるか、御存じでありますか。

○大倉精一君 そりすると、やはり日本みずから観測用の飛行機を持って、そうして気象庁と防衛庁と協議、協力して、みずからの観測をやる、こういう計画があたりになるということですか。

○大倉精一君 これは、あるいはあなたの所管と違うという工合におっしゃるかもしれませんが、それは形而上の所管の違いであって、実際の問題としては、やはり気象観測の飛行機なんですから、あなたの方と密着した関係があると思ふのです。そこで、そういうことについては、あなたまでやっておいたのでは、やはり日本の気象観測に不都合があるのじゃないか。特に防衛庁にまかせきりということになれば、もっぱら軍事的な目的のために気象観測をするという、そういう傾向がなきにしもあらず、こう思うのです。たとえば、この前黒い飛行機というものが問題になったのですけれども、これなんかも、私はおそらく秘密裏にソ連、中共の奥深くの高層気象観測をやったんじゃないかと思ふのです。そういうようなことから、やはりあなたの方としても、飛行機の方の關係はどうなっておるか、あるいは予算がどう計上されているか、あるいは考慮されているのか、いらないのか、こういう点の関心を持っていかなければいけないと思ふのです。今の御答弁によると、たぶん向こうの方でどうだろう、そういうことはやっぱり工合が悪いと思ふのですけれども、どうでしょう。

○大倉精一君 運輸次官にお尋ねしたいのですけれども、今の防衛庁とアメリカとの飛行機の譲渡の交渉経過は、その後はどうなっておるか、御存じでありますか。

でならぬから、私はこれで質問を終りますけれども、参考のために、現在アメリカ軍の飛行機の台風観測と、日本の気象庁との関係ですね、どんなような格好でもって台風観測、気象観測をやっておるか、それと気象庁との関係といふか、どういふ工合になつておるか、これは一つ参考のために長官からお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(和達清夫君) 台風が南洋に発生しまして、こちらに近づく道程におきまして、米空軍はできるだけの回数をもつて偵察飛行機を出し、その資料は刻々と気象庁に入つております。その点におきましては、気象庁は非常にありがたく思つておるのであります。なお、気象庁の方では注文といたしまして、希望を申し述べれば、できるときには、その希望によつて観測のやり方などを考えてくれるようでありまして、格別のその間にしつかりした文書の交換を行なつておるものではないと思ひます。

○大倉精一君 これは大臣がおいでになつたら具体的にお尋ねしてみたいと思ひますから、大臣の方にもあらかじめ一つ連絡をとつておいていただきたいと思ひます。きょうはこれで質問を終ることにいたします。

○委員長(平島敏夫君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平島敏夫君) 速記をつけて下さい。

海運局長にお伺いしたいと思ひますが、海運の全体の問題については運輸大臣御出席の際にお伺いをするとして、きょうはお伺いしたいのは、板谷商船の弥彦丸の問題ですが、この船が昨年の七月から十一月の下旬まで相生の播磨造船に係船しておつて、修理の上、十二月五日に定期検査を終わつて、そして直ちにニュー・カレドニアに向けて出帆をして、二月九日に東京に歸つてきた。その航海中に、定期検査を受けて一カ月になるかならないにか欠陥があつて、いろいろの問題が起つたのですが、その経過を一つ詳しく船舶局長から御報告をお願いしたいと思います。御報告をお願いしても、箇に衣をきせないで、率直に船舶局長、技術的な専門的な立場において、事態の現象だけの報告でなしに、あなたの感じをまじえながら詳細に一つ御報告をお願いしたい。

○政府委員(水品政雄君) 弥彦丸の事件の経過でございますが、先ほどお話がありましたように七月以来相生市に係船をしておりまして、十一月下旬に工事にかけ、あわせて日本海事協会並びに政府の定期検査を受けまして、その検査を十二月五日に終了いたしました。直ちにニュー・カレドニアに向かい、二月九日に東京に歸つてきておりますが、その間に十三カ所ほどの船体設備上の欠陥を発見いたしました。それについて船舶から船主にも報告をし、また入港をした直後に、九日の日に船舶から再検査の申請を関東海運局東京支局に行なつております。東京支局におきましては、十一日、十二日と二日間わたつて申し出につきました。

で詳細な検査を実施いたしましたところ、おおむね船員の申し立て通りであるということが判明いたしました。直ちに関東海運局東京支局から日本海事協会の東京支局に對しまして臨時検査の執行を明示いたしますとともに、本省の船舶局にいたしましては、日本海事協会に對しまして、本船を含めて戦時標準船全般についての状況の調査と、そしてそれに対する対策の検討を直ちに指示いたしました。

同協会におきましては、かねてから戦時標準船の状況の調査をいたしておりましたので、現在全般について概要の報告を受けております。またこの対策について、現在すでに当局においても検討を進めておるのでございます。それが大ざっぱな経過報告でございますが、実はこの報告を受けましたときに、こうした事故が起つたというところを報告を受けましたときに、私も責任者といひましては非常にびつくりしたのでございます。定期検査を受けて、そして出帆した船が、その航海で十三カ所もの損傷が起つたということは、ちよつと常識では考えにくい、また今までもあまり経験のないことでございまして、私も最初と考えましたのは、どうも検査がずさんであつたのではないかという感じが最初率直にしまして、そして検査につきました。はあらゆる調査をいたしたわけでありまして、検査担当者につきまして東京に呼び出しまして、非常に詳細にわたつてその検査の実情を聴取いたしました。ともに、その申し立てがはたして正しいかどうかにつきました。本船のチーフ・オフィサーにもおいで願ひまして、さらに同じようなことをいたしました。その結果は全く検査員の申し立て通りであるということを確認しております。そのほかに、この会社の工務監督に当たられた方にもおいで願ひまして、同じようなことをやつております。

そこで私も、非常にこういう不幸な事故が起つた原因を、最初に検査のずさんというところで考えてみました。が、詳細調査も持つておりますけれども、それをまづめて申し上げますと、検査員は非常に従来もまじめな人であり、この検査についても非常にまじめに当たつておられることが具体的に立証されるのでございます。そして、決して普通の定期検査において、私も検査員に要請し、あるいは規定に定められておられる点についていささかも間違つたことをやつておるといふような点は発見できません。これを一、二具体的に申し上げますと、船体全部につきまして喪失箇所は二百カ所以上の当てる指令をいたしておりました。あれだけの大きな船でございますので、喪失箇所も非常に多かつたのでございますが、こういう当てる指令をたしますためには、御承知のようにテスト・ハンマーをもつて詳細に船をたたき回らないと、なかなか二百カ所の発見ということでは普通の検査ではあり得ないことでございまして、こういう一例を見ましても感ずるのでございますが、そのほかピラーの部分の取りかえ七十四カ所、それからパイプの取りかえ七十四カ所、それらも、これはいずれも検査官の命令工事でもやられております。そのほか外板八枚を取りかえておりますし、それから上甲板でデッキ一枚取りかえております。これらの工事の内容及び検査員の命令工事等を見ますと、非常にまじめな検査を行なつたということが具体的に立証されるのでございまして、さらに定期検査でございますので、水艀に對して水圧試験をやるわけでございますが、これも御存じのように検査員としては非常にこれは労働でございますけれども、夜の十二時ごろまで時には残つて、補助員の検査員を従えて、まことによくやつてくれたというところをチーフ・オフィサーは申し立てております。

すので、これに対する対策を考えなければならぬというわけで、前々から——現在でも急いで戦艦全般の問題をやっておるわけですが、本船の場合、実は私も戦艦標準船の部分的腐食について従来から考えておるものよりもはなはだしく悪かった、こんな状態というものを、私も実は本件が起るまで想像をいたさなかったのでございまして、特別に何かメインテナンスが悪かったかどうか、特別な事情で特に状況が悪かったと、そういう状況で、実は外観検査——目で見る

ないのではありませんが、本船の場合は、明瞭には申し上げられませんが、あるいは手入れが不十分であったのじゃないかというところを、よく感じているのであります。そのほかは、もう一つの点は、戦艦の材料は均一性が乏しいのでございまして、戦艦材料だといって同じ材質と考えられませんが、特に材質の悪いものがあるいはこれに使われておったのじゃないかと思われるのでございまして、そういうような点を現在考えておる次第でございます。

あるいはテスト・ハンマーでたたき回してみても、なかなか手の届かないような箇所につきましては、発見しにくいというのが実情でございまして、こういう予想外のことに発展したと考えておるのでございまして。私もこれについてには至急対策を講じなければならぬと思っておる次第でござい

○松浦清一君 船船局長と海運局長の御両所から伺いたいのでございまして、大体この種の船舶の耐用年数というものはどれくらいをお考えでしゅうか。われわれの判断では、戦艦標準型でなくとも、最近の計画造船によつて作られておる船でも、大体商業ベースから判断しても、船の性能、耐用年数から判断しても、二十年くらいが

○松浦清一君 検査をした人が非常にまじめに熱心に検査をせられて、その方面のことを当局が調べになった結果、落度がなかった、こういうことな

ばいではないかと思ふ。二十年を過ぎれば若干危険な状態になるのじゃないかと思ふ。いわんや戦艦標準型、この船など十五年たつてゐる。そういう船が、この船のみならず、まだ大しけがあるかもしれぬ、その太平洋を航海しているという危険な状態にあるわけですね。まずあなたの方、戦艦標準型のこの辺までは危険でないという、安全性のある耐用年数はどういふふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(水品政雄君) 私も現在考えておりますことは、戦艦標準船の使用材料の材質が戦時規格として作られて、非常に悪いものでござい

○政府委員(朝田静夫君) 税法上その他の関係から考えましても、私も一般にこういつた船舶は二十年と普通考えておるのでございまして、安全性的の場合と経済性的の場合から、一

例は実は現在までの調査には乗つてこ

のか、こういうことになりますと、非常にお答えするのにむずかしい問題であらうかと思ふのでございまして。二十年の耐用年数を過ぎて、ケース・バイ・ケースにものを考えますという

○松浦清一君 船船局長、今海運局長は二十年と言われたのですけれども、二十年というものは、これはわれわれの仲間を判断しておる戦後の船です

○政府委員(水品政雄君) 非常にむずかしい問題でございまして、私は経済性という点で今お答えする準備がございせん。実はその点では海運局長お

第十部 運輸委員会会議録第四号 昭和三十五年二月二十五日 【参議院】

五

の、検査をしたけれども、それ以下の人もお

○政府委員(水品政雄君) 非常にむずかしい問題でございまして、私は経済性という点で今お答えする準備がございせん。実はその点では海運局長お

○松浦清一君 経済上の問題でなしに——経済性を無視することはできないでしゅうけれども、経済優先はや

○松浦清一君 船船局長、今海運局長は二十年と言われたのですけれども、二十年というものは、これはわれわれの仲間を判断しておる戦後の船です

○政府委員(水品政雄君) 非常にむずかしい問題でございまして、私は経済性という点で今お答えする準備がございせん。実はその点では海運局長お

○松浦清一君 経済上の問題でなしに——経済性を無視することはできないでしゅうけれども、経済優先はや

○松浦清一君 船船局長、今海運局長は二十年と言われたのですけれども、二十年というものは、これはわれわれの仲間を判断しておる戦後の船です

○政府委員(水品政雄君) 非常にむずかしい問題でございまして、私は経済性という点で今お答えする準備がございせん。実はその点では海運局長お

○松浦清一君 経済上の問題でなしに——経済性を無視することはできないでしゅうけれども、経済優先はや

○松浦清一君 船船局長、今海運局長は二十年と言われたのですけれども、二十年というものは、これはわれわれの仲間を判断しておる戦後の船です

○政府委員(水品政雄君) 非常にむずかしい問題でございまして、私は経済性という点で今お答えする準備がございせん。実はその点では海運局長お

○松浦清一君 経済上の問題でなしに——経済性を無視することはできないでしゅうけれども、経済優先はや

○松浦清一君 船船局長、今海運局長は二十年と言われたのですけれども、二十年というものは、これはわれわれの仲間を判断しておる戦後の船です

○政府委員(水品政雄君) 非常にむずかしい問題でございまして、私は経済性という点で今お答えする準備がございせん。実はその点では海運局長お

○松浦清一君 経済上の問題でなしに——経済性を無視することはできないでしゅうけれども、経済優先はや

○松浦清一君 船船局長、今海運局長は二十年と言われたのですけれども、二十年というものは、これはわれわれの仲間を判断しておる戦後の船です

○政府委員(水品政雄君) 非常にむずかしい問題でございまして、私は経済性という点で今お答えする準備がございせん。実はその点では海運局長お

○松浦清一君 経済上の問題でなしに——経済性を無視することはできないでしゅうけれども、経済優先はや

○松浦清一君 船船局長、今海運局長は二十年と言われたのですけれども、二十年というものは、これはわれわれの仲間を判断しておる戦後の船です

○政府委員(水品政雄君) 非常にむずかしい問題でございまして、私は経済性という点で今お答えする準備がございせん。実はその点では海運局長お

○松浦清一君 経済上の問題でなしに——経済性を無視することはできないでしゅうけれども、経済優先はや

經驗に相當はつきりわかりますので、
 そういふところは全部のさび打ちをや
 らせまして、その上で計測するという
 今指令を出しております。そうすると、
 その欠陥についての想像でございます
 が、本船のような特殊のものについて
 は、もうほんとうに安全上ぎりぎりの
 線、修繕いたしますとしても、安全上
 ぎりぎりの線だと思ふのでございます
 けれども、一般の戦艦標といたしまし
 ては、それだけのことをやり、そうし
 て衰耗鉄板等の取りかえをやることに
 よつて、直ちにこれが使えないといふ
 線は出てこないのじやないかというや
 うに現在考えております。

○松浦清一君　それは外板だけなら、
 全部さび打ちしてしまえば……。穴が
 あいてるところはわかるでしよう。

が、船全体が老朽化しておりまして、十五年というふうな戦艦は新しい方で、古いやつは十七年も十八年もたっている。一番新しい船ですらこういう状態だから、これが古い船は、そのときの資材のめぐり合わせで良質な船もあるかもしれないけれども、大体これ以下の船と見なければならぬですね、戦艦は。そうすると、そういうことをやってもなおかつ発見し得なかった個所というのができてきますよ。なんぼ破れかかったズボンにパテを当ててみしても、地が弱いんだから、平常な状態において大丈夫だと思っても、やはり大しけとか積荷の関係でどういう狂いが出てくるかわからない、そういう状態だと私は思うのです。だから、これはほんとうにいい機会だから、結論を急ぐよりだけれども、この際に一つ戦艦の考え方——あなた方できるわけにはいかぬでしょうが、一大

結果であると思うから、係船をしておる船をこれから使おうということで定期検査を受けてすらこういう状態だから、一応全部やり直してみても、優秀な検査官にしてなお発見し得ないような腐食個所があるかも知れぬですね。ということとは、この船はまだ戦艦船にしては新しい方で、これより、今の戦艦船というのは大体古いのだから、これよりも五、六年多いと見なければならぬ。二百五十隻あるというのは大体正確な数字ですか、戦艦船。

○政府委員(水品政雄君) 二百五十一隻というのは船舶登録の面から見た数字でございます。これは実際、船主協会等の所管その他がわかりますと、これと違ってくるけれども、実際に登録されている船はこれだけでございます。

○松浦清一君 この中でも廃船になっ

た船などはあるのですか。廢船になれば登録を取り消されますから、全部使用している船ですね。

○政府委員(水品政雄君) 全部使用している船と見ていいと思いますが、ただ係船等であつてゐる船がもしありとすれば、全部私どもにはわかつておりません。

○松浦清一君 海運局長に伺いますけれども、この前の予算要求の際に、古い船を解撤して新船を建造するという船質改善のことを考えられて、なんぼか予算の要求をされておりますが、あれは削られたですね、どうして削られたのですか。

○政府委員(水品政雄君) 私どもは、今お話がありましたように、海運政策としてまあ三つの柱のうちのひとつとして船質改善ということをやかましく

けれども、そういった実施面においてスクラップ・アンド・ビルドを少しでも推進する、こういう考えで当面おるわけでありませう。これで船質改善が大幅に促進されるというようなことではありませぬけれども、やり得る範囲において今のようないくつかの達成しているところという気持で進んでいるわけでありませう。定期船にもスクラップ・アンド・ビルドを義務づけるべきだと、こういう考え方がござりますが、これはなおよく検討いたしまして、建造補助あるいは超高速船の問題もありませうので、そういうものとかね合せてもう一度検討してみたいというふうに考えておるわけでありませう。

○松浦清一君 これは船舶局長にも海運局長にもお願いを申し上げておきませうけれども、これは戦艦船を解体して新造船を、代替建造をやっていくという方針を強硬に主張するいいチャンスではないかと思うのです、この弥彦丸はね、弥彦丸の乗組員の諸君はこういう目にあわれて非常に気の毒であるけれども、これを契機として、そして古いボロ船を解体していくという一つの方向づけのチャンスにされて、積極的な努力を払われることの必要があるんじゃないかと思う。そういうことを、ただあなた方が技術上の立場から、戦艦船に対してまた検査をやり直せとか、さび打ちをやらせるとか、そういううちよつとしたことぐらいでは、もう今の戦艦船をこれから先何年を使うというわけにはいかない。ところが戦艦船だけしか持っていない船主は、これを使つてはだめだということになればつづいてしまふから、代替建造の方針を財政的にも政治的にも考える必

要が起つてきたんじゃないか。その方面に対して一つ努力をしてみたい。これは大臣が御出席の際にまた私にこれを蒸し返して、そして大臣の政治的努力をお願いするつもりでおりませうけれども、ほんとうの腹を割つてあるんじやないかと思うのです。この戦艦船かなわぬと思つておるに違ひないと思う。ただし、現在の局長たる立場において、そういう政治的な責任を負わなければならぬような発言がちょつとしにくいから、その気持をおもんばかつて言うて上げるとさうでよろうと思う。これは一つやりませう。

船員局長にちよつと伺ひますがね。あなたもごらんになっておられるでしょうけれども、船の方から会社に対していろいろな電報を打つておられますね。ここに電報の趣旨が載つておられますけれども、それに対して、会社の方から、実際にいふやうな退職したいんだらうから、船からおりる者の名前を知らせろということを言つておられますね。ああいう労務管理をやることは、はなはだけしからぬと思う。これは船の労務管理をやることに限定するでなしに、全体の会社側の労務管理をする者の考え方として、そういうけしからぬことを言うというものは、はなはだごうも遺憾だと思ふ。ただこの電報を打った当人は退職をしたさうだから、この人はまあそれでよろしい。しかし、こういう機会に船会社全体に対して労務管理のあり方について、かかることの起らないように、一つ役所から会社に出す通達というのか何というのか知らな

いけれども、それを一つやつてもらいたいと思ふ。あなたの御見解をちよつと述べておいて下さい。

○政府委員(土井智喜君) このたびの弥彦丸の事件はまことに遺憾でございませう。実はこういうような船の乗り組みの立場もございませうので、大体船の堪航性というものは、船の航行上最も必要なことでありませうので、法制的な立場からいへば、船長は発航にあつて、発航前に、船が安全上十分かどうかという義務があるわけにございませう。そこでその船の物的ないろいろな施設についてはもちろぬ、これは船舶の検査制度、そういうものなもので、安全法によつて見るわけでありませうが、同時に船員の面からいへば、船員法がありまして、御承知のように船長のいろいろな義務として規定されておる。そこへたまたま海上労働関係におきましては、船員法の実施に労働官制度がございませうので、これは臨時労働官がそういうふうな船に参りまして、その法律の実施状況がどうか、あるいは船長として十分職責を尽くし、適格かどうかというふうなことで注意をされているのが今まで現状でありまして、その点につきましては、今までも数回にわたつて労働官には訓令を出しております。

そこでただいま御指摘になりましたように、弥彦丸につきまして、たまたまあつた船の航行の障害から乗組員が打つた電信に対して、会社側の責任者が、まあこれは行き違ひ上とかく感情のなつたものがあるけれども、これはまあいふやうな船の運航で、しかも水が漏つてくる、そういう立場の船員

の気持から見ても無理からぬことであらうと思はれるわけで、その点につきまして、先般労使双方で、責任者の問題、その他については一応解決を見た次第であります。ただ今後こういうような遺憾のことがないやうなことにつきましては、われわれ船員労働官その他の監督上善処をしたいと思つております。

○松浦清一君 最後に海運局長にお願いしておきますけれども、そういう政治的な御回答をすることは、私は苦しかうと思つて、お氣持をおもんばかりながら言つておつたのですけれども、戦艦船というやつを全部やりかへるといふ方向について、この前も予算折衝されてだめだつたけれども、これも今の船員の労務管理と同じやうに、非常にいいチャンスだから、この機会に省の方針を固められて、船質改善の方向に一つ推進していただくやうにお願いしたいと思ふのです。間違ひなけければ、やるということをおっしゃつておいていただきたいのですが、あなたの責任をあとで追及するやうなことはしませんから、これはまあ公式の会議でそういうことにならぬと、会議の結末がつきまへから、所信を一つ述べ

ておいていただきたい。○政府委員(朝田静夫君) ただいまの御質問を率直に私は受け取りまして、そういう方向に向かつて努力をするつもりでございませう。ただ、先ほど申し上げておきますやうに、具体的に本年度においてどういふやうな範囲においてどういふ方法においてやるかということにつきましては、部内とよく相談をいたしまして、そういう方法に向かつて努力をしたいと思ひます。

○江藤智君 今松浦委員の御指摘になつた問題は、われわれも非常に關心を持った問題なんです。で、今度の予算編成にあたりまして、船質を改善したりはつきりした数字は覚えておりませぬが、まだ百万トン以上も非常に悪い船がある。この際、船腹を拡張するよりも、むしろ船質を改善して、まあこの造船のコストの安いときに一つ質のいいものにしよつた方がいい。それについては先ほどお話もあつたやうにある程度の国家助成もやろつというところが、非常な大きな一つの柱として、政府も、何といひますか、運輸省も要求しましたし、われわれとしても強硬にその予算をもちろつたことについて努力をした。しかし、これについて残念ながら予算を獲得することができなかった。しかし私としては、どうしてもやはりそういう船質改善という方に力を注がなければいけぬ。

そこで一つ運輸省の方にお願ひしたいことは、助成金というものはなくなつたけれども、しかし計画造船船あるいは利子補給ということも多少認められておるのですからして、今の、とにかく、まあ今というものは予算審議中であつて、まだ決定はしておらないが、一応提出されているやうな予算の範囲内において、まあできるだけの努力をこういふ方法でやつたならば多少でもよくなる。今五、六万トンというお話でございませうけれども、少しでも一つそういう悪い船は捨てる、いい船にするという方法を真剣に考へて、一つ結果をわれわれに示してもらいたいと思ひます。今すぐというよりは私無

る、そのかわりはこれだけの助成をいたしたいという方向でやっておられたのが、急に予算がなくなったもので、通らなかつたからして、その場合にはどういふふうにしてやるかという案を一つ早急に、しかも真剣に一つ立てていただきたい。そうして次の、それができたならば、われわれにも一つ示していただきたい。そうして、こ

としはこれです。要するにここのいわゆる計画造船といふか、そういうものについて、今度はスクラップ・アンド・ビルドの方がむしろ大きな柱で、大きな方針で、ここのスクラップ・アンド・ビルドの方に移されたわけなので、その対策を一つ作っていただきたい。こういう要望なんですからして、一つその対策を運輸省として立てて、できた一つお示しを願いたい、こういうことです。

○政府委員(朝田静夫君) 先ほどちょっと触れて御答弁申し上げたのでありますが、昨年やりましたいわゆる開発銀行資金によりますところの造船につきましては、開発銀行の資金を一〇%よけにつけるから、スクラップ・アンド・ビルドをなるべくそういう線

で促進できるのじゃないかというふうなことでおつたのでありますが、本年、三十五年度の造船計画においては、私どもとして、そういうことでなしに、先ほど申し上げましたように義務づける。必ず相当トン数をつぶしてからでなければ、いわゆる計画造船でいいますところの船主の選考には問題にしない。従って必ず一トン作るものは一トンと、こうきめたわけではありませんが、相当トン数をつぶすということでは認めないというふうな

持って参りたい、こういう考えを先ほど申し上げたのでありますが、トン数といたしまして、私ども現在でも申し上げられますことは、五万トンというよりなことでなしに、八万六千トンという不定期タンカーの計画をそのまゝ全部適用したいというふうな考えております。

○江藤智君 要するにここのいわゆる計画造船といふか、そういうものについて、今度はスクラップ・アンド・ビルドの方がむしろ大きな柱で、大きな方針で、ここのスクラップ・アンド・ビルドの方に移されたわけなので、その対策を一つ作っていただきたい。こういう要望なんですからして、一つその対策を運輸省として立てて、できた一つお示しを願いたい、こういうことです。

○松浦清一君 与党の代表理事から支援の御発言があったし、朝田局長非常にいいわけだ。一つ来年のぼつぼつ計画造船を引き続いてやるとすれば、ということも考えていかなければならぬ。その際にスクラップ・アンド・ビルドの方針に一つ転換をして、それだけに限定するのはなしに、それに非常に重点を置いて、今から一つ策を考えて下さい。なんぼ船舶局長が緊張してみても、船長だつて、りっぱな検査官だつて発見し得ないような損傷箇所が戦艦にはあると推定しなければならぬ。それに乗っていく人間の身になってみれば、これは命がけだから、なかなかさういふ私にはかわいしい言葉でものを言っているけれども、深刻な問題ですよ。一つよく考えていただきたいと思ひます。

それからそのほか、今非常に問題になっている専用船の問題とか、利子補給なんて、世間ではたたくれたようなことをいうておるけれども、いずれ私わねならぬからね、あれは。そんな問題についての発言をしたと思つたけれども、運輸大臣がおいでにならぬので、運輸大臣御出席の際、この委員会においてか、あるいは予算委員会、別の機会に発言をします。

○小酒井義男君 ただいままでの質問に関連して、私資料を一つ出していただきたいと思ひます。

戦後船舶の改良、増強に關係をする法律案が出されて、いろいろ出されてはいます。低性能船舶の当時から、それからどういふものが出されてきて、そのつどどれだけの実績があつてきておるか、そういうわかりいい資料を一つお出し願ひたいと思ひます。

○委員(平島敏夫君) ただいまの資料……

○政府委員(朝田静夫君) 承知しました。

○委員(平島敏夫君) ほかにございせんか。——ほかに御質疑もなければ、今日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、道路運送法の一部を改正する法律案

道路運送法の一部を改正する法律案

道路運送法の一部を改正する法律案

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の次に次の一条を加へる。

(運行管理者)

第二十五条の二 自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に關する事項を処理させるため、運輸省令で定める営業所ごとに、年齢、事業用自動車の運行の管理又は運転の経験その他について運輸省令で定める一定の要件を備へる者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。

2 前項の運行管理者が処理すべき事項の範囲及び運行管理者の選任に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

3 運輸大臣は、運行管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、自動車運送事業者に対し、運行管理者の解任を命ずることができる。

4 運輸大臣は、前項の命令をしようとするときは、当該自動車運送事業者及び当該運行管理者に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならぬ。聴聞に際しては、これらの者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与へられなければならない。

第三十条の見出しを「(輸送の安全等)」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加へる。

2 運輸大臣は、自動車運送事業者が前項の運輸省令で定める事項を遵守していないため輸送の安全が確保されていないと認めるときは、当該自動車運送事業者に対し、

し、施設又は運行の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十三条の二に次の一項を加へる。

4 陸運局長は、第一項の規定による命令に係る自動車であつて、道路運送車両法の規定によるまつ消登録をしたものについては、前条に規定する輸送施設の使用の停止又は事業の停止の期間が満了するまでは、同法第二十二條第一項の新規登録用膳本を交付しないものとする。

第四十六条中「第二十五条」の下に「第二十五条の二」を加へる。

第七十九条第一項中「第二十一条」の下に「第二十五条の二第三項及び第四項、第三十条第二項」を加へ、「及び第二百三十三条」を「並びに第二百三十三条」に改める。

第二百二十六条の見出しを「(報告、検査及び調査)」に改め、同条第一項中「その他」を「その他」に改め、同条第二項中「必要がある」を「特に必要がある」に、「道路運送事業者の事業場」を「道路運送事業者の他自動車若しくは軽車両を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場(道路運送事業又は自動車若しくは軽車両の管理に係るものに限る。)」に改める。

第二百二十六条第四項中「第二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

に次の一項を加える。

3 当該行政庁は、自動車又は軽車両による輸送の実情の調査を行なうため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車又は軽車両の運転者に対し一時当該自動車又は軽車両を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。

第二百二十八条中「三十万円以下の罰金に処する」を「一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第二百二十八条の二中「二十万円以下の罰金に処する」を「六月以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第二百二十八条の二の次に次の一条を加える。
第二百二十八条の三 左の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十八条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けておかなければならない事項を許可を受けなかった者

二 第二百一条第一項の規定に違反した者

三 第二百二条第一項の規定による処分を違反した者

第二百二十九条第三号を次のように改める。

三 第三十七条第一項、第四十一

条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）、第百条

第一項又は第百一条第二項の規定により許可を受けておかなければならない事項を許可を受けな

いでした者
百三十条第一号中「第三十七条第一項、第三十八条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項（第七十二条において準用する場合を含む。）」を削り、「第八十六条第一項（第九十四条において準用する場合を含む。）、第百条第一項又は第百一条第二項」を「又は第八十六条第一項（第九十四条において準用する場合を含む。）」に、「許可又は認可」を「認可」に改める。

第二百三十条第二号中「第十九条第二項」の下に「第二十五条の二第三項、第三十条第二項」を加える。

第二百三十条第三号中「第十五条」の下に「第二十五条の二第一項」を加え、「第八十九条又は第百一条第一項」を「又は第八十九条」に改める。

第二百三十条第四号中「第九十七条第一項又は第百二条第一項」を「又は第九十七条第一項に改める。」「第百三十一条及び第百三十三条第三項中「三万円」を「五万円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第二十五条の二を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 改正後の第四十三条の二第四項

の規定は、この法律の施行の日前にした道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の規定によるまづ消登録の申請に係る自動車については、適用しない。

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、新得、足寄町間鉄道敷設促進に関する請願（第三六二号）

第三六二号 昭和三十五年二月九日受理
新得、足寄町間鉄道敷設促進に関する請願
請願者 北海道上川郡新得町長 平野栄次外十三名
紹介議員 西田 信一君

新得、鹿追、士幌、上士幌及び足寄を結ぶ鉄道が新設されると、国鉄根室線、士幌線、網走線を結ぶ重要路線となると共に、着工決定の白糠線に接続することができると、昭和三十三年調査線として決定した石勝線にも連なることになる。又この鉄道の新設により沿線一帯の豊富な資源を開発することができ、産業の発展を促し北海道総合開発の源泉となるばかりか、釧路、網走、北見、旭川方面への距離の短縮、輸送力の増強、さらには北辺防衛部隊駐屯地にも通ずる鉄道としての使命を果すことができるから、新得、足寄町間を結ぶ鉄道敷設の促進を図りたいとの請願。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案
日本国有鉄道法の一部を改正する法律
日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「十六人以上」を「十七人以上」に改める。

第四十二條の二第二項に次のただし書を加える。

但し、日本国有鉄道が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき引き渡すためにする鉄道債券の発行については、運輸大臣の認可を受けることを要しない。

第四十二條の二第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 日本国有鉄道は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき鉄道債券を引き渡す必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その鉄道債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託することができ。

9 外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）第三条に規定する外国投資家が前項の鉄道債券を譲り受けたときは、当該鉄道債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第四十七條中「及び同条第六項」を「同条第六項及び同条第八項」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

本則中「又は日本道路公団」を「日本道路公団又は日本国有鉄道」に、「又は日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第一項」を「日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第一項又は日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十二條の二第二項」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

本則中「又は日本道路公団」を「日本道路公団又は日本国有鉄道」に、「又は日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第一項」を「日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第一項又は日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十二條の二第二項」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

本則中「又は日本道路公団」を「日本道路公団又は日本国有鉄道」に、「又は日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第一項」を「日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第二十六条第一項又は日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十二條の二第二項」に改める。

昭和三十五年三月一日印刷

昭和三十五年三月二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局